

社会福祉事務所アプカス 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉士事務所アプカスにおける相談支援の報酬等に関しての必要な事項を定めることを目的とする。

(消費税に相当する額)

第2条 この規程に定める額については消費税を含むものとする。

(報酬の支払方法・時期)

第3条 報酬は相談支援終了後に発生し、相談者は相談支援終了後に現金にてその都度報酬を支払う。

(相談支援報酬料)

第4条 相談支援に関しては、初回相談、初回面談は無料とする。ただし、2回目以降に関しては、1回あたり2,000円と交通費 20円/kmを徴収する。

2 2回目以降の相談支援に関しては、委任契約書にて料金等の説明を行い、同意を得て契約を締結した上でこれを行う。

3 相談報酬料に関して、生活困窮者や経済的余裕のない者については、相談者の財産状況や生活状況、相談内容等を勘案し、相談者との協議において定めるものとする。

4 制限行為能力者(未成年者等)については、契約は行わず無料にて相談支援を行う。

5 行政機関や医療機関、介護サービス事業者、その他の専門職からの相談については、相談内容を勘案し、機関や事業所との協議において定めるものとする。

6 相談支援にかかる実費が生じた場合は、報酬とは別に徴収することができる。

(法定後見及び任意後見と財産管理・身上監護等に関する費用)

第5条 法定後見等の受任についての後見報酬額は、家庭裁判所の審判によるため、後見人と本人、親族との間の話し合いでは決定することができない。

2 任意後見または財産管理・身上監護についての報酬額は、任意後見監督人が選任された場合、月額5,000～20,000円と交通費 20円/kmを徴収する。

3 公証役場にて契約を行う場合には、公証人手数料が別途掛かるため、それを契約前に説明し了承を得ることとする。

(講演、講師料)

第6条 講演、講師料については、相談者の財産状況等を勘案し、相談者との協議において定めていくものとする。

(委任契約の終了)

第7条 委任契約終了時において報酬等の未払いがある場合には、事務所は未払いを請求することができる

附則:この規程は平成 31 年 4 月 24 日より施行する。

別紙 料金表

相談支援報酬(消費税込)

相談支援料	初回無料、2回目以降1回あたり2,000円 その他、 交通費 20円/km	
後見人(保佐人・補助人)の受任	裁判所の審判により決定	
任意後見人の受任 (任意後見監督人が選任された場合)	月額	5,000～20,000円(交通費別途)
見守り契約	月額	3,000円(交通費別途)
財産管理契約	月額	20,000円(交通費別途)
死後の事務委任契約	要相談	

※上記の金額はあくまでも目安です。

※料金は利用者の事情を考慮しますので、お気軽にお問合せください。

※社会福祉士の業務範囲を超える交渉や書類作成など、職域を超えて法律家や他の専門職の業務を侵害することは出来ません。その場合には他の専門機関をご紹介しますので、ご了承ください。